

必ずチェック最低賃金！  
— 使用者も労働者も —

福島県の産業別最低賃金  
(5業種)は、昨年12月28日か

福島県最低賃金		
件名	最低賃金額	効力発生效年月日
	1時間	
非鉄金属製造業	778円	平成25年1月11日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機器器具、情報通信機械器具製造業	730円	平成25年1月11日
輸送用機械器具製造業	765円	平成25年1月11日
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具・時計・同部品・眼鏡製造業	763円	平成25年1月11日
自動車小売業	761円	平成24年12月28日

※産業別最低賃金の一部に適用除外業種や業務があります。

ら1月11日の間に、時間額がそれぞれ改正になりました(左表のとおり)。

同日以降は最低賃金法の規定により、改正後の最低賃金額未満で労働者を雇用してはならず、同額未満の賃金で雇用契約を締結した場合にはその契約は無効となります。詳しくは、お問い合わせください。

福島県労働局労働基準部賃金室  
☎024・536・4604

3月31日までに運輸支局に登録を！  
— 県中地方振興局から自動車税のお知らせ —

自動車税は、毎年4月1日(午前0時)現在で運輸支局の登録名義人である所有者(割賦販売による購入の場合は使用者)が、5月31日までに納めることになっています。

◎自動車税トラブル防止3カ条

◆その1  
抹消などの手続きは、3月31日までに運輸支局で行いましょう。

自動車を譲渡したり、下取りに出したり、廃車したりしたときは必ず運輸支局で3月31日までに登録しましょう。3月31日までに登録手続きが終了しないと自動車税が課税されます。

◆その2  
転居したら、車検証の住所変更を運輸支局で登録しましょう。

住民票を異動しても車検証の住所は変わりません。運輸支局に登録しましょう。やむを得ず手続きができないときは、県中地方振興局県税部に連絡ください。

◆その3

納税証明書は車検証と一緒に大切に保管しましょう。

自動車の継続検査(車検)を受ける際には納税証明書が必要で、自動車税を納めたときに交付される領収証書に納税証明書が付いています。またリサイクル券も次回車検時、廃車時に必要となりますので、廃車時まで車検証と共に大切に保管するようにしてください。

※登録手続きを依頼した場合は、登録が済んでいることを必ず確認しましょう。

(自動車の登録について)

問い合わせ自動車検査登録事務所

☎050・5540・2016

(自動車税について)

福島県中地方振興局県税部

課税第二課

☎024・935・1261

自動車の登録・検査の手続きはお早めに

自動車の登録・検査手続きは、毎年3月に集中し、窓口や車検場が大変混雑します。

名義変更や住所変更、廃車、車検などの手続きは2月中に行うなど、できるだけ早めに済ませていただくようお願いいたします。

東北運輸局福島運輸支局

(登録関係)

☎050・5540・2015

(検査関係)

☎024・546・0342

小町さくら商品券(敬祝金)のご利用はされましたか

昨年9月の敬老会で贈呈した「小町さくら商品券」の有効期限が3月16日(土)までとなっています。『小町さくら商品券取り扱い加盟店』の表示がある商店などでお早めにご利用ください。

なお有効期限を過ぎると商品券を利用することができません。町商店街の活性化と個人消費拡大のためにも、期限内にご利用ください。

